

# 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団コンプライアンス規程

(平成25年3月28日訓令第7号)

改正 平成29年3月30日訓令第7号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団（以下「事業団」という。）におけるコンプライアンスの推進について必要な事項を定め、これを適切に運用することによりコンプライアンスの徹底と事業団の社会的信頼性の確保及び業務運営の公平性の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「コンプライアンス」とは、職員等が事業団の業務遂行において法令等（各種法令だけでなく一般的なモラルも含む。）を遵守することをいう。
- (2) 「職員等」とは、事業団定款（昭和47年3月24日）第15条に規定する役員及び第22条に規定する職員であって、一定の給料を受け、常時勤務に服する職員、嘱託職員及び臨時職員をいう。
- (3) 「施設長等」とは、事業団の組織及び事務分掌規則（昭和47年3月28日）第5条第3項から第5項までに規定する職員をいう。

### (職員等の責務)

第3条 職員等は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、法令等を誠実に遵守して、常に公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない。

2 職員等は、自らの業務に関する法令等について、常に正しい知識の習得に努めなければならない。

3 職員等は、社会的良識に沿って行動し、常にその行動を自省、点検しなければならない。

### (施設長等の責務)

第4条 施設長等は、自己の管理、監督又は指導する施設等内では、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

### (免責の制限)

第5条 職員等は、次に掲げることを理由として、自らのコンプライアンス違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等についての正しい知識がなかったこと。
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと。
- (3) 事業団の利益を図る目的で行ったこと。

## 第2章 推進体制

### (コンプライアンス統括責任者)

第6条 この規程に基づくコンプライアンス推進及び違反行為等発生時における対応のた

めの統括責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 統括責任者は、理事長又はコンプライアンス委員会からの指示及び要請に対して誠実に対応しなければならない。

(コンプライアンス担当窓口)

第7条 コンプライアンス担当窓口は、総務課経営企画室とし、次の業務を行う。

(1) コンプライアンスに関する取組の企画、立案、調整及び推進に関すること。

(2) コンプライアンスに関する職員研修に関すること。

(3) その他コンプライアンスに関すること。

(コンプライアンス委員会)

第8条 事業団におけるコンプライアンスに関する必要な事項を検討するため、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(公益通報)

第9条 コンプライアンスの推進を図るため、職員等からの法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みは、事業団公益通報者保護規程に定めるところによる。

### 第3章 コンプライアンス委員会

(所掌事務)

第10条 委員会は、次に掲げる事項を所管する。

(1) コンプライアンスの状況の監査に関すること。

(2) コンプライアンス推進の方策に関すること。

(3) コンプライアンス違反行為に対する対応策と再発防止策に関すること。

(4) コンプライアンス違反事案又はその恐れのある事案に関する職員等への情報提供に関すること。

(5) 職員等のコンプライアンス意識の高揚を図るために研修の実施に関すること。

(6) その他コンプライアンスの推進に必要な事項に関すること。

(組織及び運営)

第11条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、理事長をもって充て、会務を総理する。

3 副委員長は、事務局長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、総務課長及び総務課長補佐をもって充てる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、臨時の委員を指名することができる。

(会議)

第12条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、総務課経営企画室において行う。

### 第4章 雜則

(その他)

第14条 この規程に定めるものほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成25年3月28日訓令第7号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日訓令第7号）  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。